



救急業務デジタル化システム環境構築業務委託

公募型プロポーザル実施要領

第1 趣旨

この要領は、小山市消防本部が行う「救急業務デジタル化システム環境構築業務委託」の委託事業者選定を目的とした、公募型プロポーザルの実施方法とその他必要事項を記すものである。小山市消防本部では、年々救急出動件数が増加、また感染症拡大に伴い現場滞在時間が延伸傾向である。そこで、救急業務をデジタル化し、救急業務の円滑化を図る。救急業務全体を高度化・効率化することにより、1秒でも早い医療機関収容及び救命率の向上を目指す。このことから上記趣旨に沿った優れたシステム環境の構築のため、公募型プロポーザル方式による企画提案を実施するものである。

第2 概要

1 業務名 救急業務デジタル化システム環境構築業務委託

2 履行場所 小山市消防本部

3 業務内容 仕様書のとおり

4 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

5 提案上限額

27,550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 支払方法 契約後に別途協議

7 プロポーザル実施により解決する課題等

本業務については第1趣旨のとおりであるが、下記課題について考慮した提案をすることとする。なお、現状では、救急現場において紙ベースの救急観察票へ記録し、病院へ電話にて連絡、収容依頼を実施という状況である。本業務において、下記課題について考慮した提案をすること。

(1) 現場滞在時間の短縮

搬送困難事案について、システム及びコミュニケーションツールを使用した提案をすること。

(2) 病院滞在時間の短縮

システム内で情報を集約し、医療機関への引継簡略化及びデジタルサイン等による滞在時間短縮を目指す提案をすること。

(3) 医療機関との円滑な情報共有

医療機関との円滑な情報共有について、システム及びコミュニケーションツールを使用した提案をすること。

(4) 救急活動記録書等の作成時間短縮

システムで取得した情報を消防OAへ連携するよう提案すること。

(5) 多数傷病者発生時の対応

近年の自然災害発生状況や事故等により多数の傷病者が発生している救急事案において、円滑に救急搬送できるシステムを提案すること。

(6) 救急医療資器材管理における負担軽減

救急医療資器材の管理について、在庫管理システム等を設け、負担軽減となる提案をすること。

8 構築するシステム等

この業務において構築するシステム環境の内容を下記に整理する。
なお、下記システム等の構築における費用は見積書に記載のこととし、本業務の提案にかかる一切の費用については各提案者の負担とする。

(1) 救急業務支援システム

※システム連携のほかコミュニケーションツールによる医療機関との情報共有を想定したもの

(2) 消防 O A

※救急活動記録作成、統計等を行う O A

(3) 在庫管理システム

第3 業者選定方式 公募型プロポーザル

第4 参加資格要件

本業務に関する公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）

は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）にもとづく申立て及び商法（明治32年法律第48号）にもとづく会社整理の申立てがなされていない者であること。
- 3 小山市から指名停止措置を受けていない者であること。
- 4 公租公課に滞納がないこと。
- 5 提案者自身、または提案者に所属するいずれかの事業所が、プライバシーマークの認証又はISO27001又はISMS認証を取得していること。ただし、他自治体等の類似システムを受注し、本提案依頼書配布日から過去2年以内に、その構築及び運用にあたってセキュリティ事故を起こしていない旨の証明を、当該自治体が発行した書類により確認できる場合はこの限りではない。
- 6 本市と同規模以上の地方公共団体において、システムの構築から運用までを包括的にサービスとして提供した実績を有する者、又は申請システム提供事業の実績（対応中の案件を含む）を有する者であること。

※契約者でない場合においては、作業主体としての実績が確認できれば可とする。なお、本事業を共同で提案する場合は、上記実績の有無はいずれかの事業者の実績を持って可とする。

- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有しないこと。
- 8 小山市入札参加資格登録を行っている者であること。ただし、入札参加資格が登録されていない者は速やかに登録手続きを行うこと。

第5 事業全体スケジュール（都合により変更する場合がある。）

	イベント	日 時
1	公募開始	令和6年4月19日（金）
2	質問書の受付期間	令和6年4月19日（金）から4月30日（火）17時まで
3	参加意思表明書提出期限	令和6年4月30日（火）17時必着
4	質問に対する回答	令和6年5月2日（木）
5	企画提案書提出期限	令和6年5月13日（月）17時必着
6	一次審査結果通知	令和6年5月17日（金）
7	二次審査（プレゼンテーション）	令和6年5月23日（木）または24日（金）
8	優先交渉権者決定の結果通知	令和6年6月7日（金）
9	契約締結（予定）	令和6年7月中旬
10	試運用開始（予定）	令和6年11月頃から
11	本運用開始（予定）	令和7年3月頃から

第6 企画提案依頼の手続き

提案者は、企画提案を行うにあたって、以下の点に留意して手続きを行う。

1 提供資料

企画提案に関する資料は、ホームページに掲載する公開資料（A）と参加申込みされた事業者のみに提示する参加者提示資料（B）がある。各資料を手続きに従い入手し、企画提案を行うこと。

(1) 公開資料（A）

本市ホームページの指定サイトに「救急業務デジタル化システム環境構築業務委託公募型プロポーザル」を掲載するので提供資料をダウンロードする。

- ア 実施要領※本資料
- イ 審査基準
- ウ 様式01参加意思表明書
- エ 様式02秘密保持誓約書
- オ 様式09質問書

カ 様式13外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシート

(2) 参加者提示資料（B）

参加意思表明書を提出した事業者には、以下の参加者提示資料一式をメールにて送付する。

ア 仕様書

イ 消防0A仕様書

ウ 様式03 企業概要書

エ 様式04 実績調書

オ 様式05 指名停止措置を受けていない旨の申出書

カ 様式06 公租公課において滞納のない旨の申出書

キ 様式07 共同受託企業確認書（必要な場合、1社1枚）

ク 様式08 企画提案辞退届

ケ 様式10 企画提案書（提出添書）

コ 様式11 企画提案見積書

サ 様式12 救急活動記録書等報告書類一式

2 参加表明の提出

本プロポーザルに参加するものは、以下のとおり参加表明すること。

(1) 提出書類

ア 様式01参加意思表明書

イ 様式02秘密保持誓約書

ウ 様式13外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシート

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和6年4月30日（火）17時必着とする。

イ 提出方法 郵送で紙ベース1部提出かつ電子データ（PDF）を下記Emailへ提出するものとする。

(3) 提出先

小山市消防本部小山市消防署救急係

【郵便番号】323-0027

【住所】栃木県小山市大字神鳥谷1700-2

【Email】ds2-syoubousyo*city.oyama.tochigi.jp

セキュリティの為*を@に変更すること。

(4) 辞退

参加表明提出後に参加を辞退する場合は、『様式08 企画提案辞退届』を提出すること。なお、辞退書提出期限は、令和6年5月17日（金）17時までとする。提出方法は前記(2)イ及び(3)と同様とする。

第7 質問及び回答

1 質問受付期限
令和6年4月19日（金）から令和6年4月30日（火）17時までとする。

2 質問方法
様式09 質問書へ内容を記載の上、電子メールにより提出すること。なお、送信アドレスは、前記2(3)【Email】とする。

※電子メールの件名は、「救急業務デジタル化システム環境構築業務委託に係る質問（事業所名）」とし、メール送信後には速やかに電話（0285 - 39 - 6666）でメールの到着を確認すること。

3 質問に対する回答方法
質問に対する回答については、質問及び回答内容全体を集約した資料を、令和6年5月2日（木）までに電子メール等にて配布する。

第8 企画提案書等の必要書類

1 提出様式及び提出部数

- (1) 様式03 企業概要書－1部
- (2) 様式04 実績調書－1部
- (3) 様式05 指名停止措置を受けていない旨の申出書－1部
- (4) 様式06 公租公課において滞納のない旨の申出書－1部
- (5) 様式07 共同受託企業確認書（必要な場合、1社1枚）－1部ずつ
- (6) 様式10 企画提案書（提出添書）－1部
- (7) 添付する各社企画提案書（事業全体（要件定義、設計、機器調達・設置、試験運用、実装、本運用等）を把握できるスケジュール表を含む）－10部
- (8) 添付する各社企画提案書要約版（事業全体（要件定義、設計、機器調達・設置、試験運用、実装、本運用等）を把握できるスケジュール表を含む）－3部
- (9) (1)～(8)の電子データを格納したCD-R又はDVD-R 1枚

※企画提案書の書式は次のとおりとする。

ア 用紙サイズは日本産業規格A4版（縦横どちらでも可）とする。ただし、図表等については、必要に応じてA3版の折込を可とする。

イ 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与してください。また、「9 企画提案書記載項目」により、項目名が分かるようにインデックスを付けること。

ウ 各社が作成する企画提案書については、『様式10 企画提案書（提出添書）』を除き100ページ以内で作成すること。（A3折込も片面1ページとして数える。）提案書の最後に、仕様確認一覧表を添付すること（ページにはカウントしない）。

エ ファイリングや綴じ紐等により、散逸しないような形で綴ること。

- (10) 様式11 企画提案見積書－1部

記載金額について、見積書に記載する金額は、システム環境構築に関する総額と

し、システム環境構築費用として見積内訳を必ず添付すること。また、2025年4月1日以降5年間の保守費用等のランニングコストを見積書へ参考記載するものとする。記載に関しては消費税及び地方消費税込の金額とし、第2概要5に示す提案上限額を超えないように提案すること。

2 その他

- (1) 提案書等作成に伴う費用は、提案参加業者の負担とします。
- (2) 再提出は、提出締切日以前に限る。ただし、部分的な差替えは認めない。
- (3) 提案に際し、調整が必要と思われる詳細部分については、ヒアリングまたは優先交渉権者の選定後に調整するものとする。
- (4) 提出書類については返却しない。
- (5) 企画提案については、専門用語を使用する場合には注釈を付ける等、わかりやすく作成すること。

第9 企画提案書記載項目

企画提案書記載項目は次のとおり構成すること。

1 実績	1.1 業務実績（様式 04 実績調書）
2 基本方針	2.1 システムの基本方針
3 仕様	3.1 システム全体図 3.2 救急業務支援システム 3.3 消防OA 3.4 在庫管理システム 3.5 システム連携機能 3.6 医療機関との連携 3.7 セキュリティ要件 3.8 調達機器 3.9 規模要件・利用環境 3.10 指令台更新に併せた連携
4 開発実施方法	4.1 プロジェクト管理 4.2 開発手法 4.3 テスト
5 運用保守	5.1 運用保守の業務内容
6 費用	6.1 将来コストも含めた費用逓減方策 6.2 コスト（構築、運用） （様式 11 企画提案見積書）
7 課題解決策	7.1 現場滞在時間の短縮 7.2 病院滞在時間の短縮 7.3 救急報告書の作成時間の短縮

	7.4 救急医療資器材管理における負担軽減 7.5 医療機関との円滑な情報共有
--	--

第10 企画提案書の提出

『8 企画提案のための必要書類』は下記のとおり提出すること。

1 企画提案書等の提出受付期間及び提出方法

令和6年5月13日(月)17時必着とする。

必要書類について、郵送（簡易書留又は特定記録郵便等の配達記録が残る方法によること。）又は持参（土日祝日を除く9時から17時まで）で必要部数を提出すること。

2 提出先

小山市消防本部小山市消防署 救急係

【郵便番号】323-0027

【住所】栃木県小山市大字神鳥谷1700-2

【Email】ds2-syoubousyo*city.oyama.tochigi.jp

セキュリティの為*を@に変更すること。

第11 一次審査（書類審査）

1 審査手順

提出された書類について、救急業務デジタル化システム環境構築業務委託公募型プロポーザブル審査基準（以下「審査基準」という。）をもとにプロポーザブル審査委員会委員のうち消防本部審査委員が審査する。企画提案者が4者以上となった場合は、各委員の合計得点の上位3者以内かつ最低基準点（審査委員会のうち消防本部審査委員による審査で一次審査評価点が満点の6割）以上の者が二次審査へ進むものとする。なお、参加する提案者が3者以内の場合（1者のみの場合も含む）は、最低基準点以上のものが二次審査に進むものとする。

2 審査結果

一次審査の結果は、令和6年5月17日（金）までに電子メールで審査結果を通知する。一次審査を通過した提案者には、併せて二次審査の開催通知を送付する。なお、選考結果等についての異議の申し立ては、一切受け付けない。

3 その他

ほか審査基準を参照とする

第12 二次審査(プレゼンテーション)及び優先交渉権者の選定

プレゼンテーションによる二次審査を、審査基準をもとにプロポーザブル審査委員会委員が審査する。

1 日程等

(1) 日時 令和6年5月23日(木)または24日(金)午後

※応募者等により時間割を行い、二次審査開催通知発送時に時間を指定す

る。

(2) 場所 小山市消防本部 3階 会議室

2 実施方法等

(1) プレゼンテーションは、本業務に関わる者が実施すること。

(2) 出席者については、3名以内とする。

(3) プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書等の提出受付順とする。

(4) 所要時間

ア 準備時間 5分

イ 企画提案（プレゼンテーション）20分以内

ウ 質疑応答 10分以内

エ 片付け 5分以内

(5) パソコンを使用する場合は、企画提案者が持参し、プロジェクター、プロジェクター用ケーブル、スクリーン等は本市が用意する。

3 企画提案における評価

(1) 本業務における審査委員会が評価を実施する。

(2) 一次審査及び二次審査の合計点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(3) 参加する企画提案者が1者の場合でも二次審査を実施し、最低基準点（一次審査及び二次審査の合計評価点が満点の6割）以上の場合は、優先交渉権者として選定する。

(4) 評価に対する問い合わせには一切応じない。

4 本業務における優先交渉権者の選定及び公表

(1) 優先交渉権者の選定結果については、令和6年6月7日（金）に全ての提案者に電子メールで通知する。併せて、小山市ホームページにて公表する。

(2) 契約等については別途連絡とする。

5 その他

ほか審査基準を参照とする

第13 失格要件

次のいずれかに該当した者は失格とする。

1 公告に定めた参加資格要件を満たさないことが明らかとなった者

2 参加表明書の提出後、期限までに辞退届を提出せず、審査に必要な提出書類を提出しなかった者。

3 本プロポーザル実施公告日以降、審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた者。

4 提出書類に虚偽の記載をした者、又は本要領に違反する表現をした者。

5 見積書の金額が第2概要5の提案上限額を超過した者。

第14 その他

- 1 この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。なお、特定された提案者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行うものとする。
- 3 本プロポーザルへの参加や提案に対する参加報酬等はない。